

第22期第12回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和4年11月28日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期 第12回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)11月28日(月)
15時00分～14時45分
- 2 開催場所 登別市登別港町1丁目28番地
いぶり中央漁業協同組合会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、阿部委員、野呂委員、
三戸部委員、小谷地委員、澤口委員、富樫委員、傳委員、田中委員
煤孫委員(13名)
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰
専門主任 黒坂 裕樹

5 臨席者

胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 春日 猛夫

6 議 題

(1) 審議事項

- 議案第1号 胆振海区漁場計画(草案)について
(海面共同漁業権・海面区画漁業権)
- 議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申) (えびかご漁業)
- 議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申) (めぬけ固定式刺し網漁業)
- 議案第4号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について(答申) (小型さけ・ますはえ縄漁業)

(2) 報告事項

- 報告事項1 くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

7 議事の顛末

菅原事務局長

本日の資料につきましては、先日事前に郵送しており、内容をご確認頂いていると思いますが、資料が多いので会議の前に配布資料を再確認します。不足はありませんか。それではただいまから、第22期第12回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

さけ定置は終盤となりましたが、すけとうだら刺し網漁業も始まり、何かとご多忙のところ、出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課の齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議案についてですが、漁業権の切替に関する「胆振海区漁場計画(草案)についての協議」など、審議事項が4件、その他報告事項が1件となっております。

漁業法の改正後、始めて迎える漁業権の切替でありまして、今後10年間の胆振管内の漁業生産に係わる大変重要な案件となります。

皆様におかれましては慎重なご審議の程、お願い申し上げ、簡単ではございますが、挨拶といたします。

菅原事務局長

本日の来賓を紹介します。

北海道胆振総合振興局水産課の齊藤水産課長です。同じく、春日漁業管理係長です。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中13名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。

野呂委員、傳委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「胆振海区漁場計画(草案)についての協議」を上程いたします。

本件につきましては、海面の共同漁業権と区画漁業権となります。一つづつ説明のう

え、皆様の意見を聴く事とします。

それでは、内容について、事務局及び振興局から説明願います。内容について、事務局から説明願います。

菅原事務局長

参考資料をご覧ください。

先日の委員会でも説明しておりますが、漁業計画策定にあたっての手順等をあらためて説明します。

道の漁場計画策定要領抜粋となりますが、第4の(1)漁場計画は海域ごとに策定する事としております。(2)で草案から振興局最終案まで5段階に分けて検討する事としています。(3)振興局長は、海区委員会と意見交換等緊密な連携のもと検討を加えて作成していく事としており、今回は草案となります。

2の漁場計画草案の作成をご覧ください。漁場計画の草案とは書き下ろしの案でたたき台という意味でございます。地元漁業者の要望と行使状況等の調査や計画書等を道の漁業権切替方針の考え方と照合して、振興局で作成していく事となります。

草案作成にあたり委員会の小委員、本委員会で議論して頂き、振興局から道の水産林務部へ提出して行きます。

資料の裏面をご覧ください。今回は海面の共同漁業権、区画漁業の草案となりまして、小委員会、海区委員会となっております。

私からは以上となりますが、海区漁業計画草案につきましては、振興局が作成しますので振興局から説明をお願いします。

春日漁業管理係長

今回の胆振海区漁場計画草案ですが、海面共同漁業権と海面区画漁業権となります。

海面共同漁業権から説明しますが、最初に海区漁場計画草案の作成にあたっての基本的な考え方を説明しまして、引き続き海面共同漁業権の海区漁場計画草案について説明いたします。

始めに、胆振海区漁場計画(草案)説明資料について説明させていただきます。資料の1-1をご覧ください。

これは、共同漁業権の漁場計画に係る考え方となっております。

一番上の四角で囲まれている箇所ですが、大きな考え方として、現状の共同漁業権の行使実態を基本とし、活用されている漁業は継続して設定、新たに資源の有効利用を図るものは設定を検討、低利用となっている漁業のうち今後漁業生産が見込めない漁業については廃止とし、管内の漁業形態や地域の実情を考慮し引き続き設定が必要と考えられるものは継続して設定することとしております。

次の四角に囲まれた箇所は、令和4年8月10日付けで示されました道の漁業権切替方針に対して、項目ごとに道の方針と振興局の考え方を併記しております。

なお、道の方針と同じくするところは、説明を省略させていただきます。

1 海面漁業に係る基本的な考え方について、地域の水産資源の適正な管理と漁場の利用の高度化を図るため組合管理漁業権として適切な漁業を設定し、栽培漁業対象種についても引き続き適切な管理を取り進め持続的な利用を図ることとしております。

Ⅱ海面における漁業権の切替について、1 海区漁場計画策定における海面共同漁業について(1)策定にあたっての考え方について、今後10年間を見通し現在未利用となっている資源の有効利用が図られるものは、新規漁業を設定すること、低利用となっている漁業は、今後、漁業生産が見込めない漁業については廃止すること、また、原因等について検討し、管内の漁業形態や地域の実情を考慮し、引き続き設定が必要と考えられるものは継続して設定することとしております。

次のページに移りまして、(2)策定にあたって留意すべき事項、ア第一種共同漁業(ア)関係地区、(イ)漁場の区域、(ウ)漁業の名称、イ第二種及び第三種共同漁業(ア)関係地区については、道の方針と同じくするところでございます。

次のページに移りまして、(イ)漁場の区域について、(ウ)漁業の名称について、(エ)漁業の時期について、ウその他については、道の方針と同じくするところでございます。

次のページに移りまして、運用の2海面共同漁業(2)漁業権行使規則及び入漁権行使規則の策定については、道の方針と同じくするところでございます。

(3)留意事項ウほたてがい漁業の漁場区域の取り扱いについて、資源調査等の結果を踏まえ、漁業生産の発展の観点から既存の漁業権を見直し、必要な措置を検討することとしております。

オ底建網漁業の取り扱いについて、次のページに移りまして、かなまこ漁業の取り扱いについて、ク自主的資源管理の強化について、ケ許可漁業への移行の取り扱いについては道の方針と同じくするところでございます。

次に、資料の1-3、A3横の資料をご覧ください。1枚目が共同漁業権の第1種、2枚目が第2種となっております。

それでは、1枚目の第1種をご覧ください。1免許予定日につきましては、草案の時点では空白となっております。2申請期間につきましても同様に、草案の時点では空白となっております。3存続期間につきましては、免許の日から10年間となる見通しとなっております。4漁業権に関する事項についてでございますが、表の下に凡例があります。○が存続、◎が新規、×が廃止となります。

先ほどの考え方でご説明した内容と重複いたしますが、低利用となっている漁業のうち、管内の漁業形態や地域の実情を考慮し、引き続き設定が必要と考えられるものは継続して設定することとしております。

なお、近年低利用となっている漁業につきましては、一定数の数量の漁獲が確保できない事で流通や出荷が難しいもの。貝毒やTAC魚種の漁獲が困難になった場合でも漁業生産を継続すべく代替漁業となるもの。同じく養殖業の継続が困難になった場合、これに代わり着業できるもの。といった内容を考慮して設定しております。

現在の漁業権との変更点につきまして、ご説明いたします。

1つ目は、胆海共第3号にあわび漁業、ほたてがい漁業の新設でございます。

新規設定の理由ですが、漁業協同組合による資源調査の結果、あわび、ほたての資源が確認されたことから、現在使われている潜水器漁業にて合わせて採捕することで有効利用を図ることとしたいとしております。

2つめは、胆海共第15号のほっきがい漁業の廃止でございます。廃止の理由としましては、今後、利用予定が無いというものであります。

漁場の区域につきましては、現行の範囲としており添付を省略させていただいております。条件については、ございません。

次のページの第2種をご覧ください。

1 免許予定日、2 申請期間、3 存続期間につきましては、先ほど第1種の資料でご説明させていただいたとおりとなっております。

4 漁業権に関する事項についてでございますが、凡例については、第1種の資料と同様に○が存続、◎が新規、×が廃止となります。先ほどご説明した内容と重複いたしますが、低利用となっている漁業のうち、管内の漁業形態や地域の実情を考慮し、引き続き設定が必要と考えられるものは継続して設定することとしております。

なお、近年低利用となっている漁業につきましては、一定数の数量の漁獲が確保できないことで、流通や出荷が難しいもの。貝毒やTAC魚種の漁獲が困難になった場合でも漁業生産を継続すべく代替漁業となるもの。同じく養殖業の継続が困難になった場合、これに代わり着業できるもの。といった内容を考慮して設定しております。

現在の漁業権との変更点につきましてご説明いたします。1つめは、胆海共第2号のながずか刺し網漁業、はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業の廃止でございます。

廃止の理由としましては、今後、利用予定が無いというものであります。

2つめは、胆海共第4号のはもどうの新設でございます。新規設定の理由ですが、前回の漁業権切替え時に操業見込みが無くなり廃止したが、その後資源が見えたため漁業協同組合による試験操業の結果、着業の目処が立ったことから新規漁業として追加するものとしております。

漁場の区域につきましては、現行の範囲としており添付を省略させていただいております。

条件については、次のページの、別紙1のとおりとなっております。

内容については、現行の内容を記載しております。なお、16、17ページの資料番号1-5につきましては、新規や廃止に係る事項を記載している資料となっておりますので説明を省略いたします。

以上となります。ご意見等よろしく願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。

ここで、本委員会の前に、漁業権切替小員会が開催されていますので、委員長から小

委員会の結果を報告願います。

藤村副委員長

室村委員長が喉を痛めておりますので、私の方から報告します。

先ほど午後2時より、漁業権切替小委員会が開催されましたので、その結果を報告します。

まず、小委員会の委員長と副委員長ですが、室村委員が委員長、私藤村が副委員長となりました。

次に胆振海区漁場計画の草案について審議を行いました。

審議の結果、振興局から協議のあった草案については特に意見なく了承しておりますので報告します。以上となります。

岩田会長

報告ありがとうございます。

それでは、ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

それでは、海面共同漁業権に関する海区漁場計画草案については、小委員会の結果同様、了承する事でよろしいですか。

委員

[異議なし はい の声]

岩田会長

それでは、そのように決定します。

引き続き区画漁業権について説明願います。

春日漁業管理係長

引き続き海面区画漁業権について説明いたします。

共同漁業権と同様に海区漁場計画草案作成にあたっての基本的な考え方を説明しまして、海面区画漁業権の海区漁場計画草案について説明します。

資料の1-2をご覧ください。これは、区画漁業権の漁場計画に係る考え方となっております。

一番上の四角で囲まれている箇所ですが、大きな考え方として現状の区画漁業権の行使実態を基本とし、需給環境と漁場環境を十分に考慮した適切な漁場の設定により安定した養殖生産と漁業経営の維持を図ること、養殖漁業地帯である地域の特性や取組を活かし試験等により漁業生産の拡大が見込まれ養殖事業化の目処がつくものは、新規に設定することとしております。

なお、先ほどの共同と同じく道の方針と同じくするところは、説明を省略させていただきます。

1 海面漁業に係る基本的な考え方について、ほたてがい養殖業については、環境保全の観点を踏まえつつ、漁業協同組合等を中心に地先漁業の実態を踏まえて漁業権漁業及び許可漁業等との総合調整の中で検討すること、現在の漁業権の中で地元の意欲的な取り組みにより事業化の見通しが得られた計画については、関係地区での調整を図り新たな漁業権の設定を検討し海域の生産力を発展させることとしております。

II 海面における漁業権の切替について、3海区漁場計画策定における海面区画漁業について(1)策定にあたっての考え方について、地元の意欲的な取り組みにより事業化の見通しが得られた計画については、関係地区での調整を図り積極的に漁場計画に反映することとしております。

次のページをご覧ください。渡島海区を含めた漁業協同組合間の調整を図り、噴火湾海域の漁場環境に見合った適切な漁場を設定すること、外部種苗の持ち込みについては、引き続き漁業権行使規則により制限することとしております。

(2)海区漁場計画策定にあたって留意すべき事項(ア)免許の対象について、(イ)漁場の位置及び区域について、(エ)漁業の名称について、(オ)漁業時期については、道の方針と同じくするところでございます。

次のページをご覧ください。(カ)その他について、運用の4海面区画漁業権について(3)留意事項ア免許の対象について、エ養殖試験の取り扱いについては、道の方針と同じくするところでございます。

カ噴火湾におけるほたてがい養殖業の取り扱い(ア)について、噴火湾のホタテ養殖業については、従前どおり施設台数を制限することとしております。

(イ)について、養殖収容数は、関係組合の協定締結を前提として養殖収容数を制限する必要がある場合については、必要な措置を講ずることとしております。

次に、資料の1-4、A3横の資料をご覧ください。1免許予定日につきましては、草案の時点では空白となっております。2申請期間につきましても同様に、草案の時点では空白となっております。3存続期間につきましては、免許の日から5年間となる見通しとなっております。4漁業権に関する事項についてでございますが、先ほどの考え方でご説明した内容と重複いたしますが、既存の区画漁業権の行使実態を基本としながら、管内の主要魚種であるほたてがい養殖業については、需給環境と漁場環境を十分に考慮した適切な漁場の設定により安定した養殖生産と漁業経営の維持を図ることとしております。

なお、養殖漁業地帯である地域の特性や取組を活かし、試験等により漁業生産の拡大

が見込まれ、養殖事業化の目処がつくものは新規に設定することとしております。

現行との変更点につきましてご説明いたします。豊浦海区第2号にかき養殖業を追加するものでございます。新規設定の理由ですが、平成25年から実施しているかきの養殖試験により、当該海域におけるかき養殖業の目処が立ったため追加するものとしております。

5保全沿岸漁場に関する事項はございません。条件については、次のページの別紙2のとおりとなっております。内容については、現行の内容を記載しております。なお、18ページの資料番号1-5につきましては、新規に係る事項を記載している資料となっております。先ほど資料1-3での説明と重複しておりますので、説明を省略いたします。

以上となります。ご意見等よろしくお願いたします。

岩田会長

説明が終わりました。区画漁業権に関して小委員会の意見を報告願います。

藤村副委員長

審議の結果、振興局から協議のあった草案については特に意見なく了承しております。なお、小委員会での意見については事務局より報告願います。以上となります。

菅原事務局長

胆振海区漁場計画草案の海面区画漁業権についてのご意見はありませんでした。

その他の意見として、他海区の漁業権についても道はしっかり指導して免許をするようにとの、付帯意見がありましたので参考までに報告します。

岩田会長

説明がおわりました。

それでは、ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

それでは、海面区画漁業権に関する海区漁場計画草案については、小委員会の結果同様に了承する事でよろしいですか。

委員

[異議なし はい の声]

岩田会長

それではそのように決定します。

議案第1号については、以上となりますので、本日の委員会の結果を付して、胆振海区漁場計画の草案については、了承することとします。

次に、議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程いたします。

なお、議案第3号及び第4号も関連がございますので、一括上程いたします。事務局から説明願います。

黒坂専門主任

議案第2号と書かれた諮問文をご覧ください。

知事許可漁業に関する制限措置の内容及び申請期間について、漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定に基づいて、許可の一斉更新(新規の許可)にあたり令和4年10月7日付け漁管第1558号で制限措置の内容及び申請すべき期間と許可または起業の認可の基準について、意見を求められたものです。

対象漁業は、知事許可漁業である、えびかご漁業(渡島総合振興局及び胆振総合振興局管内沖合太平洋海域)です。

その公示案は、次の3ページですが見づらいので、別にA3に拡大した物を用意しておりますので、そちらの1ページをご覧ください。

なお、本漁業については、3年許可のため3年ごとに制限措置を定め公示しており、前回も令和2年11月9日付けで諮問されております。

公示案ですが、漁業種類、操業区域など北海道漁業調整規則で規定されている項目となっております。

制限措置については、これまでと同様の内容となっております。申請すべき期間は、令和4年12月19日から令和5年1月18日までとなっております。

許可等の基準につきましては、A3版の2ページの資料2となり、許可の優先順位は、誠実に営んだものが1位、以下、営んだ実績がある物、従前許可を有する者、従前許可を有しない者の順となっております。

また、令和2年度の制限措置等の取扱を、元のA4判の資料の5ページ以降、参考資料として添付しておりますので、後ほどお目通しください。

続きまして、13ページの議案第3号をご覧ください。

同じく、めぬけ固定式刺し網漁業(太平洋海域)について、令和4年11月1日付け漁管第1704号で制限措置の内容及び申請すべき期間と許可等の基準について、意見を求められたものです。

15ページが公示案でございますが、A3判の3ページをご覧ください。

なお、本漁業についても、3年許可のため3年ごとに制限措置を定め公示しており、前回は、先ほどの、えびかご漁業と同日の令和2年11月9日付けで諮問されております。

公示案ですが、漁業種類、操業区域など北海道漁業調整規則で規定されている項目となっております。制限措置については、令和2年と同様の内容となっております。申請すべき期間は、令和5年2月3日から同年3月2日までとなっております。

許可等の基準につきましては、1枚めぐりまして、A3版の4ページの資料2となり、許可の優先順位は、誠実に営んだものが1位、以下、営んだ実績がある物、従前許可を有する者、従前許可を有しない者の順となっております。

また、令和2年度の制限措置等の取扱を元のA4判の資料の17ページ以降、参考資料として添付しておりますので、後ほどお目通しください。

次に、23ページの議案第4号をご覧ください。

令和4年11月14日付け漁管第1760号で、小型さけ・ますはえ縄漁業(太平洋海域)の制限措置の内容及び申請すべき期間について、意見を求められたものです。

本漁業は、1年許可となっており、毎年制限措置を定め公示しており、前回は令和3年11月26日付けで諮問されております。

当海域の、小型さけ・ますはえ縄漁業は、渡島管内、胆振管内、日高管内、釧路十勝管内及び根室管内が操業海域となっており、釧路十勝管内及び根室管内の許可の一斉更新に係るものです。

25ページが公示案でございますが、A3判の5ページをご覧ください。制限措置については、令和3年の諮問と同様の内容となっております。申請すべき期間は、令和5年2月1日から同年3月1日までとなっております。

説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

それでは、議案第2号及び 議案第3号並びに議案第4号について、原案どおりで知事に答申してよろしいですか。

委員

[異議なし はい の声]

岩田会長

それでは、そのように決定します。次に報告事項に移らせて頂きます。

報告事項くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について事務局から報告願います。

黒坂専門主任

令和4年10月12日付け漁管第1582号で、水産林務部長からくろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲量を変更し公表した旨報告がありました。

これは、水産庁の仲介により漁獲枠の融通が整ったため、漁獲可能量の変更があったものです。

内容につきましては、国が定めた、くろまぐろの小型魚の知事管理漁獲可能量を53.4トンから78.4トンに、大型魚を369.5トンから344.5トンに改正したものです。

説明は以上です。

岩田会長

説明が終わりました。ご質問などありましたら、お伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。他に、皆さんの方から何かございませんか。

岩田会長

無ければ以上で、本日の委員会をこれで終了いたします。

長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和4年(2022年) 11月28日

胆振海区漁業調整委員会

会長

岩田 廣美

議事録署名委員

野呂 光義

議事録署名委員

傳 正宏